

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	国
1人当たり平均支給額(令和元年度(2019年度)) 1,724 千円	1人当たり平均支給額(令和元年度(2019年度)) —
(令和元年度(2019年度)支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和元年度(2019年度)支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20 % ・ 管理職加算 15～25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20 % ・ 管理職加算 10～25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(熊本県)

令和2年度(2020年度)中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和2年(2020年)4月1日現在)

熊 本 県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3～30%加算)		その他の加算措置	早期退職募集制度 (2～45%加算)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	4,214 千円	22,138 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度(2019年度)に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和2年(2020年)4月1日現在)

支給実績(令和元年度(2019年度)決算)		70,980 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度(2019年度)決算)		898,481 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	34 人	20.0 %
大阪府大阪市	16.0 %	8 人	16.0 %
福岡県福岡市	10.0 %	6 人	10.0 %
福岡県太宰府市	6.0 %	2 人	6.0 %
長崎県長崎市	3.0 %	1 人	3.0 %
	%	人	%
(医師・歯科医師職)	16.0 %	32 人	— %
上記以外の市町村	%	人	%
平均支給率	17.31 %	—	17.31 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4)特殊勤務手当(令和2年(2020年)4月1日現在)

支給実績(令和元年度(2019年度)決算)		899,862 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度(2019年度)決算)		125,079 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度(2019年度))		35.8 %		
手当の種類(手当数)		60 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度 (2019年度)決算)	左記職員に対する支給単価
1 税務手当	広域本部又は自動車税事務所 所に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に 従事したとき	43,647千円	月額 20,000円 日額 1,000円
2 感染症防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防 疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病 の防疫に従事したとき		日額 290円～760円
3 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職 員	エックス線その他の放 射線を照射する作業に 従事したとき	204千円	診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円
4 漁ろう手当	天草拓心高等学校所管の船 舶に乗り込む船員	漁ろうに従事したとき	465千円	・漁ろうに従事したとき 1航海の水揚げ総額から販 売に要する諸経費の額を控 除して得た額の2割の範囲 内で支給 ・漁ろう実習に従事したとき 日額 2,500円
5 福祉業務手当	福祉事務所に勤務する職員	福祉に関する現業業務 に従事したとき	3,567千円	日額 600円
6 潜水手当 第18号作業	・水産研究センターに勤務する職員 ・警察本部の課長補佐及びこれに相当 する職以下の職にある警察官又は警察 官以外の職員 ・天草拓心高等学校所管の船舶に乗り 込む船員	潜水器具を着用して行 う潜水作業に従事したと き	14千円	1時間あたり 20メートルまで310円 30メートルまで780円 30メートル超1,500円
7 精神保健指定医等 従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障 害者福祉に関する法律 又は麻薬及び向精神薬 取締法の規定に基づく 診察、診察の立ち会 い、移送等に従事したと き	48千円	日額 290円
8 有害薬品等取扱 作業手当	有害薬品等による化学的試験 に従事する職員又は病虫害防 除作業に従事する職員	有害薬品等による化学 的試験又は病虫害防除 作業に従事したとき	670千円	日額 290円
9 種雄牛馬取扱作業 手当	農業研究センター又は広域本 部に勤務する職員	種雄牛、種雄馬又は種 雄豚について自然交配 若しくは精液採取の作 業又は制御作業に従事 したとき	797千円	日額 230円
10 舎監兼務手当	本来の勤務のほか舎監として その附属寄宿舎における入所 生の指導及び監督並びに当 該寄宿舎の管理の業務に従事 する職員	本来の勤務のほか舎監 としてその附属寄宿舎 における入所生の指導 及び監督並びに当該寄 宿舎の管理の業務に従 事したとき		日額 100円又は300円
11 訓練教育手当	職業能力開発校又は職業能 力開発短期大学校に勤務する 職業訓練指導員、農業大学校 に勤務する職員	職業訓練業務、研修教 育業務、教育訓練業務 に従事したとき	12,587千円	日額 1,200円
12 速記手当	熊本県議会事務局に勤務する 職員	速記業務に従事したと き		日額 700円
13 と畜検査等手当	と畜検査員又は食鳥検査員	獣畜又は食鳥のと殺又 は解体に係る検査業務 に従事したとき	78千円	日額 300円
14 夜間看護手当	こども総合療育センターの病棟 に勤務する看護師又は准看護 師	正規の勤務時間による 勤務の一部又は全部が 深夜において行われる 看護の業務に従事した とき	6,403千円	1回につき 2,150円～7,300円

15	用地交渉従事手当 第14号作業	・公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の業務等に従事する職員 ・全警察職員	直接用地交渉に従事したとき	887千円	日額 700円 (夜間 1,000円)
16	消防訓練従事手当	消防職員及び消防団員の訓練指導にもつばら従事する職員	レンジャー訓練、油火災消火訓練、中・高層建築物における避難救助訓練に従事したとき	151千円	日額 720円
17	特殊現場作業手当 第28号作業	①坑内作業に従事する職員 ②建築物、橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員並びに衛生又は公害に関する調査及び検査に従事する職員 ③橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④かんがい排水事業における隧道工事、橋脚の潜函工事等に従事する職員 ⑤土木技術の職員のうち、①～④以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ⑥総務部及び広域本部に勤務する職員 ⑦農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員 ⑧ダム管理所に勤務する職員 ⑨警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	①トンネル及びたて坑の坑内で行う作業に従事したとき ②地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④圧搾空気内で行う作業に従事したとき ⑤別に知事が定める業務に従事したとき ⑥火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査に従事したとき ⑦ガラスハウス等内で1日につき2時間以上の作物の栽培管理又は生育調査の作業に従事したとき ⑧大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機械設備の点検及び整備の作業に従事したとき ⑨工事の測量、指導、監督又は検査の作業に従事したとき	816千円	① 日額 560円 ② 日額 220円又は320円 ③ 日額 220円 ④ 日額 210円～1,000円 ⑤ 日額 400円 ⑥ 日額 750円 ⑦ 日額 300円 ⑧ 日額 150円 ⑨ 高所における作業 日額 220円又は320円 道路上における作業 日額 400円
18	漁業取締手当	漁業取締に従事する職員	海上において、被疑者の追跡、立入検査又は取調べの業務に従事したとき	98千円	日額 550円
19	航空機とう乗作業 手当 第21号作業	・災害被害状況調査業務並びに防災消防業務及び当該業務に関する訓練業務に従事する職員 ・全警察職員	航空機にとう乗して業務に従事したとき	3,438千円	1時間あたり 1,900円 (警察職員は 整備士 2,200円 その他 1,900円)
20	衛生検査業務 従事手当	保健所又はこども総合療育センターに勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき	301千円	日額 290円
21	し尿処理施設検査 等従事手当	環境保全課若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は環境保全課、保健環境科学研究所若しくは保健所で公害関係業務に従事する職員	し尿処理施設の機能及び処理装置の検査の業務、家畜のふん尿に係る公害を防止するため、施設等に立ち入って行う検査及び調査の業務に従事したとき	5千円	日額 230円
22	い草取扱作業手当	農業研究センターに勤務する職員	染土附着後のい草を乾燥機により乾燥する作業、貯蔵庫内におけるい草の搬入搬出作業、い草の選別作業に従事したとき	24千円	日額 220円
23	結核患者等訪問 指導手当	保健所に勤務する職員	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核登録票に登録されている者の家庭を訪問し、必要な指導を行ったとき ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神障害者を訪問し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導を行ったとき	172千円	日額 230円

24	狂犬病防疫作業手当	保健所に勤務する職員	狂犬病予防法に規定する予防注射、犬の抑留、死体の引き取り、犬の一斉検診又は臨時の予防注射、病性鑑定のための措置、けい留されていない犬の抑留又は薬殺を行ったとき	17千円	日額 360円
25	植物検疫防除手当	病虫害防除所に勤務する職員	植物検疫法に規定する、検疫に関する事務、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務、発生予察事業に関する事務等に従事したとき	849千円	給料月額6/100の額
26	小型船舶海上作業手当	水産技術の職員及び公害関係の職員	総トン数5トン未満の船舶又は舟を使用して、試験研究等に係り船上での測定、計量等の作業及びこれに付随する作業に従事したとき	113千円	日額 220円
27	公共土木施設災害応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき		日額 480円又は730円
28	夜間定時制勤務手当	夜間の定時制課程に係る業務に従事する職員	正規の勤務時間内において行われる業務に午後5時以降において2時間以上従事したとき	346千円	1日につき 130円
29	昼夜間兼務手当	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行った職員	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行ったとき		1時間につき 1,500円
30	夜勤手当	家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務した職員	家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務したとき	13千円	1夜につき 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
31	面接指導手当	通信教育において面接して指導を行った職員	通信教育において面接して指導を行ったとき		1時間につき1,600円
32	学力検査手当	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行った職員	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき	2,561千円	1時間につき300円
33	農業水産管理手当	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事した職員	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事したとき	5,592千円	日額 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
34	教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事する職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事するとき	343,767千円	1日につき 1,650円～8,000円
35	多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭又は講師	当該学級における授業又は指導に従事したとき	4,884千円	1日につき 2複式学級 290円 3複式学級 350円
36	教育業務連絡指導手当	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当する教諭又は養護教諭	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当するとき	138,155千円	1日につき 200円

37 第1号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業に従事したとき	85,539千円	1日につき 560円
38 第2号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	犯罪鑑識作業に従事したとき	4,970千円	犯罪現場 1日につき 560円 犯罪現場以外 1日につき 280円
39 第3号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	無線自動車運転作業に従事したとき	22,707千円	1日につき 420円
40 第5号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	交通捜査作業及び交通整理作業に従事したとき	33,423千円	交通捜査作業 1日につき 高速隊 840円(夜間1,260円) その他 560円(夜間840円) 交通整理作業 1日につき 高速隊 460円 その他 310円
41 第6号作業	全警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業等に従事したとき		1日につき 250円～4,600円
42 第8号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	白バイ運転作業に従事したとき	1,555千円	1日につき 560円
43 第9号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者看守作業及び被留置者看守作業に従事したとき	5,691千円	感染症被留置者看守作業 1日につき 290円 その他看守作業 1日につき 240円
44 第10号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者護送作業及び被留置者護送作業に従事したとき	2,143千円	感染症被留置者護送作業 1日につき 290円 その他護送作業 1日につき 200円
45 第11号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	警ら作業(船舶に乗り組んで行う作業を除く。)に従事したとき	50,875千円	1日につき 340円
46 死体処理手当 死体処理作業手当 第13号作業	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	30,470千円	1体につき 1,600円～3,490円
47 第15号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間において行われる業務に従事したとき	83,882千円	1回につき 730円
48 第17号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	爆発物処理作業、火薬類等製造施設災害調査作業に従事したとき	10千円	爆発物処理作業 1回につき 5,200円 火薬類等製造施設災害調査作業 1日につき750円
49 災害警備等作業 手当 第19号作業	全警察職員	災害警備等作業、救難救助作業、救難救助訓練作業に従事したとき	30千円	災害警備等作業 1日につき 840円～1,680円 救難救助作業 1日につき 840円～1,680円 救難救助訓練作業 1日につき 400円
50 第20号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員(航空機操縦作業については、全警察職員)	航空機操縦作業、航空機整備作業に従事したとき	4,122千円	航空機操縦作業 1時間につき 5,100円 航空機整備作業 整備士 1日につき 1,410円
51 第22号作業	全警察職員	航空機とう乗危険作業に従事したとき	74千円	操縦士 1時間につき 760円 整備士 1時間につき 660円 その他の警察職員 1時間につき 570円
52 第24号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	遠隔地水上警戒作業、船舶警ら等作業に従事したとき	24千円	遠隔地水上警戒作業 1日につき 1,100円 船舶警ら等作業 1日につき 220円
53 第25号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	緊急夜間作業に従事したとき	2,376千円	1回につき 1,240円

54 第26号作業	全警察職員	身辺警護等作業に従事したとき	209千円	1日につき 640円～1,150円
55 第27号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等作業及び暴力団等から危害を加えられるおそれがある者の警戒作業に従事したとき		1日につき 820円～1,640円
56 道路上作業手当	広域本部地域振興局に勤務する技能労務職員	道路の維持補修等の作業に従事したとき	429千円	1日につき 150円
57 特殊自動車運転業務手当	農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する技能労務職員	起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務及びシャベルローダの運転業務に従事したとき	104千円	日額 240円
58 精神保健福祉業務等従事手当	技能労務職員	精神障害者又は麻薬中毒者を移送したとき	1千円	日額 290円
59 東日本大震災関連作業手当	全警察職員	東日本大震災に対処するため、設定された区域での作業に従事したとき	559千円	福島第1原子力発電所の敷地内 1日につき 3,300円～40,000円 警戒区域 1日につき 1,330円～6,600円 帰還困難区域 1日につき 1,330円～6,600円 居住制限区域 1日につき 660円～3,300円 計画的避難区域 1日につき 1,000円～5,000円
60 原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき		特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 ・原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和元年度(2019年度)決算)	3,714,972 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度(2019年度)決算)	458 千円
支給実績(平成30年度(2018年度)決算)	3,219,129 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)	398 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和元年度(2019年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当(令和2年(2020年)4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度(2019年度)決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度(2019年度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円	同じ	—	2,401,553 千円	260,273 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ	—	1,142,705 千円	704,938 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	異なる	通勤の実態に対応し、交通機関利用者の全額支給上限並びに交通用具利用者の距離区分及び手当額	1,999,383 千円	116,892 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、医師等21,000円/回、その他4,400円～7,400円/回を支給	同じ	—	547,779 千円	277,125 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師等に対して413,300円以内を支給	同じ	—	142,825 千円	1,586,944 円
6 農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業の普及事業に従事する常勤の職員に対して給料の8%以内を支給			64,427 千円	340,884 円
7 へき地手当 (これに準ずる手当を含む)	・へき地学校等に勤務する職員に対して給料等の20%以内を支給 ・異動に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の4%以内を支給			115,065 千円	215,478 円
8 定時制通信教育手当	定時制、通信制の課程を置く県立学校の職員に対して給料の6%以内を支給			34,789 千円	230,780 円
9 産業教育手当	農業、水産又は工業の産業教育に関する課程を置く県立学校の職員で、実習を伴うこれらの課程の科目を担当する職員に対して給料の6%以内を支給			116,534 千円	209,032 円
10 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	672,547 千円	348,289 円
11 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	200,058 千円	138,640 円
12 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同じ	—	1,475,529 千円	293,567 円

13 特地勤務手当 (これに準ずる手当を含む)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ	—	9,650 千円	235,366 円
14 義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する職員に対して20,200円以内を支給	同じ	—	701,487 千円	66,459 円
15 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000円～70,000円を加算した額を支給	同じ	—	229,878 千円	416,239 円
16 管理職員 特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を、週休日等以外の日の午前0時～午前5時までの間に勤務した場合、6,000円/回を支給	同じ	—	13,964 千円	131,736 円
17 特定任期付 職員業績手当	特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	- 千円	- 円
18 任期付研究員 業績手当	特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	千円	円
19 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣 手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給			66,963 千円	1,263,453 円